

# 横浜市小学校教育研究会規約

## 第1章 名称および会員

- 第1条 本会は横浜市小学校教育研究会（略称、市小教研）という。  
第2条 本会の事務局は、会長在任校に置く。  
第3条 本会は、原則として横浜市立小学校教職員をもって組織する。

## 第2章 目的および事業

- 第4条 本会は、小学校における「各教科・道徳・特別活動並びに総合的な学習の時間・その他」の指導計画、指導法に関する研究、調査並びに研修を行い、小学校教育の振興と充実を図ることを目的とする。  
第5条 本会の目的を達成するために、次の事業、連絡等を行う。  
(1) 研究大会 (2) 研修と研究調査 (3) 研究成果の刊行（会報・市小教研だより等） (4) 他の研究団体（横浜市立中学校教育研究会、神奈川県小学校教育研究会、関東地区小中学校教育研究会連絡協議会及び、横浜市立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の各校長会）との連携。

## 第3章 組織

- 第6条 本会には、次の研究部（会）を設け、各部会に部（会）長を置く。  
(1) 国語科研究部会 (2) 社会科研究部会 (3) 算数科研究部会 (4) 理科研究部会 (5) 生活科・総合的な学習の時間研究部会 (6) 音楽科研究部会 (7) 図画工作科研究部会 (8) 家庭科研究部会 (9) 体育科研究部会 (10) 道徳教育研究部会 (11) 特別活動研究部会 (12) 情報・視聴覚教育研究部会 (13) 学校図書館研究部会 (14) 学校行事研究部会 (15) 学校給食研究部会 (16) 養護研究部会 (17) 学校事務研究部会 (18) 特別支援教育研究部会 (19) 栄養教諭・学校栄養職員研究部会 (20) 外国語活動研究部会

- 第7条 本会には、各区に区小学校教育研究会を設け、会長を置き、部会組織等は、原則として市教科等研究部（会）組織に準じる。

## 第4章 役員・会計監査および顧問

- 第8条 本会には、次の役員を置き、総会で選出する。任期は1年として、再任を妨げない。  
(1) 会長1名 (2) 副会長4名 (3) 総務3名 (4) 庶務会計4名  
第9条 本会には、会計監査2名を置き、総会で選出する。任期は1年として再任を妨げない。  
第10条 本会の役員の任務は、次のとおりとする。  
(1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。 (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は代行する。  
(3) 総務は会務を計画し、処理する。 (4) 庶務会計は会務を処理し、庶務、会計事務を行う。  
第11条 役員・会計監査の選出手続きは次のように行う。  
(1) 指名委員会は役員1名、市教科等研究部（会）長より輪番で各2名、区小学校教育研究会長より輪番で2名の計5名で組織し、互選により役員指名委員長を選出する。  
(2) 指名委員会は本人の承諾を得て、次期役員候補者並びに会計監査候補者を指名する。なお、指名委員長、指名委員は役員に選出されない。  
(3) 指名委員長は次期候補者を公示し、本会の3月総会において承認を得る。  
第12条 本会には、次の規定に従って、顧問をおくことができる。  
(1) 顧問は、横浜市小学校教育研究会長を退任した現職校長とする。  
(2) 顧問は、本会の活動について指導助言を行う。

## 第5章 総会、役員会、役員・部（会）長会、役員・区長会、役員・部（会）長・区長会

- 第13条 本会の総会は役員、会計監査、市教科等研究部（会）長、区小学校教育研究会長をもって構成する。  
第14条 本会は年2回の定期総会、必要に応じて臨時総会を開くことができる。総会は次のことを行う。  
(1) 役員選出に関すること (2) 予算、決算の承認に関すること (3) 事業計画の審議と承認に関すること (4) 規約改正に関すること (5) その他  
第15条 本会の総会は構成員の過半数以上の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数の同意を必要とする。  
第16条 役員会は会長の招集により、原則として月1回、また、必要に応じて開催するものとする。  
第17条 役員会は第8条により構成し、次のことを行う。  
(1) 総会に提案する議案の作成 (2) 本会の目的達成のための必要な事業の執行 (3) 市教科等研究部会、区小学校教育研究会の研究活動により委任された事業の推進 (4) 市教育委員会、各種研究団体との連絡調整 (5) 教科等研究部会、区小学校教育研究会への連絡、調整、助言  
第18条 必要に応じて、会長は役員・部（会）長会、役員・区長会、役員・部（会）長・区長会を開くことができる。

## 第6章 会計

- 第19条 本会の経費は、次の諸収入をもって、これにあてる。  
(1) 会費（金額は別に定める） (2) 助成金  
第20条 本会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

## 第7章 付則

- 第21条 本規約の改正は総会において行う。  
第22条 本規約は昭和42年4月1日より実施する。  
第23条 運営に必要な細則は、別に定める。

昭和51年5月21日、54年6月1日、55年5月29日、56年5月27日、59年5月16日、平成4年3月3日、7年5月8日、8年12月18日、11年11月25日、12年3月8日、14年3月4日、15年3月3日、16年3月10日、18年5月10日、19年5月7日、20年3月6日、21年3月5日、24年3月1日一部改正、実施